

総社市地域医療連携ネットワーク会議（第2回）

平成26年9月25日（木）

14:00～15:30

総合福祉センター2階 教養研修室

《議事次第》

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| 1. 開会 | 14:00 |
| 2. あいさつ | |
| 3. 情報提供 | 14:05 |
| ① 「地域医療ネットワークのための市民アンケート」結果報告について | |
| ② 「在宅医療・介護連携推進事業」について | |
| 4. 意見交換 | 14:25 |
| 5. 今後の取り組み | 15:20 |
| 6. お知らせ事項 | |
| ① 「患者等搬送事業に対する認定」について | |
| ② 次回日程 平成27年2月 | |
| 7. 閉会 | 15:30 |

《配布資料》

- 【資料1】 地域医療ネットワークのための市民アンケート結果報告
- 【資料2】 在宅医療・介護連携推進事業について（イメージ）
- 【資料3】 意見交換のポイント
- 【資料4】 医療・介護連携シート
- 【資料5】 患者等搬送事業に対する認定について

＜総社市地域医療連携ネットワーク会議委員＞

区 分	関係機関・団体	氏 名
倉敷市の医療機関	倉敷中央病院（救命救急センター長）	福 岡 敏 雄
	（地域医療連携室長）	十 河 浩 史
	川崎医科大学附属病院 （院長補佐 脳神経外科部長）	宇 野 昌 明
	（患者診療支援センター係長）	横 山 和 代
	倉敷平成病院 （副院長）	篠 山 英 道
	（地域連携室課長）	森 智
吉備医師会	吉備医師会代表理事 （寺島耳鼻咽喉科医院 院長）	寺 島 直 之
	吉備医師会理事 （薬師寺慈恵病院 院長）	薬師寺 公 一
	吉備医師会理事 （友野内科医院 院長）	友 野 勤
歯科医師会	吉備歯科医師会会長 （桑木歯科医院 院長）	桑 木 忍
薬剤師会	吉備支部支部長 （堀江薬局 薬剤師）	堀 江 政 行
老人福祉施設協議会	協議会代表 （経山会 副理事長）	長 野 勇
介護支援専門員協会	総社支部支部長 （小規模多機能ホームれんげ 管理者）	小 原 誠
訪問看護	訪問看護代表 （訪問看護ステーションのぞみ管理者）	薬師寺 美 佳
岡山県	備中保健所 （所長）	徳 山 雅 之
総社市	消防長	佐 田 明
	保健福祉部長	松 川 伸 治

市役所職員 渡邊福祉課長（保健福祉部次長）・河相こども課長・平野介護保険課長
 川原市民課長・消防本部小池警防課長・尾崎健康づくり課長
 事務局 平野課長補佐・竹下主任

資料1.2は別添

1) 入退院時の連携について

① 「医療・介護連携シート」の活用の進め方

課題

- ・ 総社・倉敷・早島等広域的なエリアで使用するための周知研修（認識統一）
- ・ 負担軽減のために使用方法を弾力化できないか（任意記載事項の明確化）

提案

- ・ 総社・倉敷・早島等広域的なエリアで使用する周知を行い，利用対象者への意見聴取により，シートの改善を行う
- ・ 入退院時の紹介に際して，まずは一例でも多くのケースで使用してみる

② 晴れやかネットの今後の活用

課題

- ・ 仕組み等の周知啓発不足
- ・ 「医療・介護連携シート」を晴れやかネット拡張機能に入れる

提案

- ・ 晴れやかネットの詳細な情報を知り，医師会で利用を促進する

2) 市域を超えた連携の確立

① 連携窓口一覧の作成・公表

課題

- ・ 関係者の了解

提案

- ・ 一覧を作成の上で医師会の医療機関情報・医療機関のホームページに掲載

3) 研修，広報啓発

① 専門職向けの研修

日 程：12月実施予定（火曜日の夜・木曜日の午後・土曜日の午後）

対 象：医師・ケアマネ・訪問看護・地域包括支援センター・連携担当者等

形 体：ワールドカフェ方式

② 住民向けの研修（H27年度開催予定）

資料4は別添

患者等搬送事業にする認定について

資料5

総社市消防本部

○患者等搬送事業の認定とは

救急車を利用するほど緊迫していないが、自分一人や家族だけでは病院や福祉施設等への入退院、転院、通院等ができない人が、安心・安全に利用するために、一定要件を満たした民間の搬送事業者を患者等搬送事業者として消防長が認定します。（救急車の適正利用の一環）

○対象事業者は

総社市内に事業所を有する事業者（福祉タクシー等）を対象とします。

○認定までの流れ

- ・ 患者等搬送乗務員基礎講習の受講 < 3日間（車椅子専用は2日間） >
- ・ 適任証の交付 < 有効期限2年間 再講習を受講することにより更新 >
- ・ 認定の申請 < 患者等搬送事業者から申請 >
- ・ 認定の審査 < 認定審査基準により、車両、資器材等を審査 >
- ・ 認定証の交付

※ 患者等搬送用自動車には「民間患者等搬送者」と表示するとともに、患者等搬送用自動車認定マークを貼りつけることとなっている。

また、患者等搬送事業には次の認定証を交付する。



○ 県内他市の状況

- ・岡山市 8事業所認定
- ・倉敷市 3事業所認定
- ・玉野市 1事業所認定
- ・井原市 1事業所認定
- ・美作市 1事業所認定
- ・総社市 現在1事業所申請手続中